

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年 7 月 13 日付けで提出された住民監査請求について監査を実施したので、同条第 5 項の規定により、その結果を公表します。

令和 5 年 9 月 4 日

美祢市監査委員 重村 暢之

美祢市監査委員 荒山 光広

住民監査請求に係る監査結果

第 1 監査の請求

1 請求人

住所 略

氏名 略

2 請求のあった日（收受日）

令和 5 年 7 月 14 日

3 請求の内容

(1) 請求人から提出された請求書の内容（原文「請求の要旨」のまま）

令和 5 年 6 月 28 日付けで美祢市のホームページに「個人市県民税の賦課漏れ及び課税誤りについて」と題する一文（以下「個人市県民税の賦課漏れ等について」という。）が掲載された。【事実証明書①】

これを読むと賦課漏れで賦課権消滅したものが 1 件 29,800 円、課税誤り増額分で賦課権消滅したものが 23 件 1,830,500 円、合計 1,860,300 円もの個人市県民税の賦課権が消滅したと記載されていた。

この原因は、令和 2 年 8 月から令和 5 年 3 月までの税務署等からの電子データの一部を市のシステムに手入力処理していなかったとしている。

以上のことから、除斥期間（一定の期間内に権利を行使しないとその期間の経過によって権利が当然に消滅するその期間をいう。）までに不作為に税務署等からの電子データの一部を市のシステムに手入力せず、公金（個人市県民税）の賦課決定を懈怠した市職員は、賦課権消滅に伴い美祢市が被った損害を賠償する責任がある。

職員の賠償責任が生じる理由については、次のとおりである。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 243 条の 2 の 2 第 1 項は、会計管理者若しくは会計管理者の事務を補助する職員、資金

前渡を受けた職員、占有動産を保管している職員又は物品を使用している職員が故意又は重大な過失（現金については、故意又は過失）により、その保管に係る現金等を亡失し、又は損傷したときこれにより生じた損害を賠償しなければならないと定めている。とりわけ、重大な過失については、逐条地方自治法第9次改訂版（松本英昭著、学陽書房）によると、「はなはだしく注意義務を欠くことをいい、わずかな注意さえすれば結果を予測し、これを未然に防止するための措置を講ずることができるにもかかわらず、これを怠った状態を指す。」としている。

一方で、昭和32年7月9日最高裁判決は「重大な過失とは、通常人に要求される程度の相当な注意をしないでも、わずかの注意さえすれば、たやすく違法有害な結果を予見することができた場合であるのに、漫然とこれを見過ごしたような、ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態を指すものと解するのを相当する。」と判断している。

以上の要件を本件に照らしてみると、税務署等から電子データが送付されたとき、その画像データを紙に印刷し内容を確認後、市のシステムに手入力処理するという一連の事務処理は、令和2年8月において初めての事務処理ではなく過去何十年もやっていること、マニュアル不要のルーチンワークであること、入力をミスしたのではなく入力せずに失念し、約3年間にわたって溜め込んでしまったという、いわゆる職務怠慢であること、当該事務処理の進捗をチェックする体制は存在しなかったこと、個人市県民税を公平、公正に賦課するためには当然しなければならない事務処理であることから、税務署等データを入力せず放置すると将来起こり得る個人市県民税の賦課権消滅等の違法有害な結果を十分認識していたにもかかわらず、令和5年6月8日に市民から令和4年に税務署で確定申告を行ったが、市県民税の還付が未だにないとの指摘があるまで、単純に漫然と事務処理せずに放置し、いたずらに約3年が経過したに他ならないため、重大な過失の要件を満たすものである。

ところで、地方公共団体職員の当該団体への賠償責任を期末手当及び勤勉手当に係る源泉所得税の納付期限を徒過した事例で監査委員が認めている。総務省の資料【事実証明②】によると、愛知県豊山町の事例については、同町の源泉所得税納付に係る事務処理の唯一の担当者であった会計管理者兼会計課長が、令和2年6月に支給した期末手当及び勤勉手当に係る源泉所得税の納付手続を失念してしまっていたことに同年12月に気づき、納付したが、同町に不納付加算税及び延滞税として計525,500円が発生した。これに対し、同町監査委員は、会計管理者が納付事務を1人で担当していたことについて、同人の権限及び責任を考えると複数人で処理すれば、問題の有無のチェックは可能だったことから、同人が「故意又は重大な過失により」法令の規定に違反し、同町に対して525,500円の損害賠償責任を有するものと認

めたものである。

なお、本件市県民税の賦課決定については、地方税法第 17 条の 5 第 3 項及び同法第 17 条の 6 第 3 項の規定により、法定納期限の翌日から起算して 3 年、所得税につき更正や裁決等の一定の事由があった場合は、当該更正や決定の通知が発せられた日の翌日から起算して 2 年の除斥期間が設けられている。

よって、除斥期間を経過した日を基準として法第 242 条第 2 項の規定にある請求の 1 年の期間制限が適用され、この基準となる日は、令和 4 年 6 月 30 日であり、本住民監査請求は、当該行為のあった日から 1 年を経過している。

しかしながら、次の理由により法第 242 条第 2 項ただし書の「正当な理由があるとき」に該当する。

法第 242 条第 2 項ただし書では、「ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定されているところ、このただし書については、平成 14 年 9 月 12 日最高裁判所判決で「正当な理由の有無は、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて当該行為の存在及び内容を知ることができたときから相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである。」とされている。

しかるに、個人市県民税の賦課権消滅の事実を知ることができたのは個人市県民税の賦課漏れ等についてが美祢市のホームページに掲載された令和 5 年 6 月 28 日であり、また、「相当な期間内」の判断については、行為の存在や内容を知ることができたときからおおむね 2 か月を超えてなされた住民監査請求には正当な理由がないとする判例（平成 14 年 10 月 15 日最高裁判所判決）がある。したがって、本住民監査請求は、「正当な理由」がある。

よって、監査委員は、美祢市長に対し、次のとおり勧告するよう求める。

記

- 1 個人市県民税の賦課権を消滅させたことにより美祢市に損害を与えた個人市県民税の賦課を懈怠した市職員及び専決権者として責を負わなければならない令和 2 年 8 月から令和 5 年 3 月までの税務課長に対し、賦課権消滅した個人市県民税 1,860,300 円を美祢市に賠償させること。

上記のとおり、法第 242 条第 1 項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求する。

(2) 請求人から提出された事実証明書（事実証明書の内容は省略）

- ア 個人市県民税の賦課漏れ及び課税誤りについて（美祢市ホームページ）
- イ 職員の賠償責任に関する調べ（市町村分）の一部（総務省）

第2 請求の受理

本件監査請求は、令和5年7月14日に收受し、同月19日に要件審査を行った結果、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第1項及び第2項に規定する要件を具備しているものと認め、同日をもって受理した。

第3 監査の実施

1 請求人からの証拠の提出及び陳述

請求人に対し、自治法第242条第7項の規定に基づき、令和5年7月26日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。請求人が出席し、請求の要旨の補足説明があり、次のとおり新たな資料が提出された。また、同年8月14日及び31日に追加で資料が提出された。（事実証明書の内容は省略）。

- ア 総務省の職員の賠償責任に関する調べ
- イ 平成26年6月25日付け印西市臨時記者会見（発言）
- ウ 平成27年2月17日付け千葉日報記事
- エ 令和5年6月14日付け顧問弁護士宛質問（市県民税の過納について）メールの写し
- オ 令和5年8月30日付け懲戒処分の公表

2 請求人の主張

陳述の際、請求人が本件監査請求について補充した要旨は、おおむね次のとおりである。

個人市県民税賦課権消滅に伴い、美祢市が損害を被った事実に異論はないはずだから、今回の個人市県民税に係る3年にわたる事務処理放置が「重大な過失」であるか否かについて、他市町の事例と比較しながら述べる。

(1) 他の地方公共団体における職員の賠償責任を認めた事例について

総務省が調査している職員の賠償責任に関する調べに基づき、今回の監査請求と同様に職務怠慢、失念等により職員の賠償責任を認めた事例について述べる。

自治法第243条の2によるもので、京田辺市の概要について説明する。期末手当及び勤勉手当に係る源泉所得税の納付処理を怠り、納付期限を徒過した事例がある。これについて、市長から監査委員に総務部長、副部長、課長、係長、主事の5人の職員を対象とした損害賠償の必要性とその額について監査依頼があった。主事は、経験期間3月のため重大な過失は認めにくい、係長は、事務経験があり重大な過失と認められるが、賠償責任についてはない、総務部長、副部長及び課長は、源泉所得税の納付関係書類が回議されていないことに注意さえすれば、本結果を予測できたため賠償責任はあるとしている。

次に、自治法第 243 条の 2 ではなく、それ以外の事項で総務省に掲載されていた事例を説明する。

岐阜県白川町の事例について、雇用保険の脱退手続きが必要な職員がいることを承知しながら職務を怠ったことで、国家賠償法第 1 条の規定により賠償を認めている。

広島市の事例について、児童扶養手当の支給に係る不適切な事務処理（事務処理懈怠）を行っていたもので、国家賠償法第 1 条により賠償を認めている。

静岡市の事例について、本件監査請求と同様に課税資料の廃棄や放置など長期にわたり事務処置が適切になされていなかったことにより、市民に損害を与えたとして国家賠償法第 1 条により賠償を認め、本人に求償している。

千葉市の事例について、生活保護法に基づき支給済みの生活保護費の返還決定がされたにも関わらず、その請求のための事務処理を怠りその後時効が成立したものである。生活保護を廃止となった者のケースファイルを、保存期間満了により廃棄作業中、当該ケースファイルに現金が放置されていることが分かり、その後の調べで返還金の請求を怠っていたことが判明したもので、担当 4 人に対し民法第 709 条不法行為により賠償を認めたものである。

最後に、千葉県印西市の事例について、東日本大震災に伴う介護保険料の減免措置による還付手続きを、当該年度中に処理しなかったため、本来その減免額については国庫補助をもって充てるものが、補助を受けられなくなったこと、及び介護保険料の還付未処理に伴い還付時に加算金が発生したことにより市に損害を与えたものである。本件について、今回の市県民税の賦課権消滅と同様に職員が 1 人で全てをおこない、チェックする体制が組織的に整っていなかったこと、還付処理に携わっていた職員が複数年にわたって事務処理を行わず書類を溜め込み、また、その状況を組織的に把握できず対応ができなかったと説明している。

また、介護保険料の還付事務の未処理について、現担当者が過年度分の還付状況を確認したところ、一部還付されていないことが判明した。還付に関するパソコン上のデータ等の記録を確認したところ、還付に関する通知文書が出力されていないなど、多数未処理であることを確認した事案である。健康福祉部長の事務の過怠であり、個別的な原因及び組織のチェック体制が機能していなかったものである。

以上が住民監査請求に係る他の地方公共団体の職員の賠償責任を認めた事例である。

(2) 重大な過失とした理由について

今回の賦課権消滅に伴う美祢市の損害は間違いないので、これを重大な過失とみるかについて、先ほどの例により述べる。

担当職員が行った財務会計行為によって故意又は過失により市に損害を生じさせた場合は、民法第709条の規定により損害賠償責任を問われるが、重過失といえる場合に限って同条の責任を負わせるとの見解が有力とされていることから、重大な過失とした理由について述べる。

公文書開示請求により提出された資料によると、国税連携システムを閲覧できる市の1台のパソコンに税務署等から画像データが送信された後、画像データの一部は紙に印刷し、一部は画像データのままで約3年間放置し、市の電算システムに手入力すべきところを入力していなかった。国税連携システムを閲覧できるパソコンは1台で、それを使用して画像データを確認し、必要な申告書を印刷、電算システムに手入力する業務を職員1人で行っていた。当該職員は当該処理を怠ることにより国保、住宅使用料等に影響が及ぶことを想定することができず、危機的状況であるという認識も欠落していた。よって、一連の事務処理を1人で行っていたため、チェック体制が全く機能していなかったとしている。

これは、介護保険料の還付処理に携わっていた職員が、複数年にわたって事務処理を行わず書類を溜め込み、また、未処理事務を上司、後任者に引き継ぐことなく放置させ、その状況を組織的に把握できず対応できなかったことによるものとした印西市の事例と本件監査請求は全く同一であるから、重大な過失としたひとつの理由である。

(3) 賠償を求めている賦課を懈怠した職員及び税務課長について

先に述べたように、職員の賠償責任を認める根拠は、自治法第243条の2と民法第709条があるが、特に、自治法第243条の2については、対象となる職員が規定されている。

そこで、本件についてみると、税務課長は、自治法第243条の2第1項後段に規定する職員に該当し、その職務に関し、普通地方公共団体に損害を与えた場合であっても、故意又は重過失が認められなければ賠償責任を負わないとされる。

よって、監査結果の中で、税務課長の重過失の有無を明らかにされたい。公文書開示請求によっても、当該職員が主事、係長又は副主幹なのか特定できず、同条に該当する職員かどうか判断できないため監査結果で該当しなければ、民法第709条を適用し、賦課懈怠イコール軽過失と確認された場合でも責任を負うことになる。この職員が重過失に当たるか確認していただきたい。

3 監査対象事項

本件に係る令和2年8月から令和5年3月までの間における税務署等から送付された電子データの一部未入力により賦課権が消滅した個人市県民税（以下「賦

課権消滅市県民税」という。)において、市の損害額は1,860,300円か、さらに、賦課権消滅市県民税の賦課業務を担当していた職員(以下「担当職員」という。)及び賦課権消滅市県民税の間に勤務していた税務課長(以下「税務課長」という。)に対し、損害賠償責任が認められるか否かについて監査対象とした。

4 監査対象部局

総務企画部税務課(以下「税務課」という。)

5 監査対象部局の調査

自治法第242条第5項の規定により、監査対象部局である税務課に対し、関係書類の提出を求め、監査を実施するとともに、令和5年8月9日に、監査委員事務局において、関係職員から事情を聴取した。

6 監査対象部局の主張

税務課の主張の趣旨は、次のとおりである。

(1) 賦課権消滅市県民税について

税務署の所得税確定申告書や法定調書のデータ(以下「申告書等」という。)は、国税連携システムで各市町宛に送信があり、本市に送信された申告書等を、その都度職員が必要な情報を印刷し確定申告システム(課税補助システム)及び市の住民情報システムの課税システム(以下「課税システム等」という。)に反映している。

令和5年6月8日に納税義務者からの指摘により、1年以上前に税務署に確定申告した内容が、市の課税システム等に反映されていない事案があることが判明した。

現在の担当者が調査したところ、令和2年8月から令和5年3月にかけて税務署に提出した申告書等について、未入力となっているものが複数件あった。

賦課決定は、地方税法(昭和25年法律第226号。以下同じ。)第17条の5第3項により、法定納期限の翌日から起算して3年及び同条第7項により7年を経過した日以降はすることができないと規定されている。また、更正、決定等の期間制限の特例として、同法第17条の6第3項により、所得税又は法人税について更正、決定があった場合は更正、決定の通知が発せられた日及び所得税又は法人税に係る期限後申告書又は修正申告書の提出があった場合は、提出のあった日からそれぞれ2年を経過する日までは賦課決定することができる。

本件において、上記のとおり未入力があったため、当該各期限を徒過したことにより、住民税課税額の算出根拠となる所得額や控除額の変更漏れによ

り、賦課漏れ及び課税誤りが生じ、賦課漏れ 1 件 29,800 円、課税誤り 23 件、合計金額 1,830,500 円について賦課権が消滅した。

また、令和 5 年 8 月 3 日に再度金額の確認を行ったところ、件数及び金額に誤りがあった。申告書等対象件数 981 件のうち未入力件数は 422 件であり、そのうち 165 件については税額への影響があった。賦課権消滅市県民税は、課税誤りについて訂正があった。同一人の税額を計上していたもの 2 件及び金額の訂正 1 件があったことから、件数は 21 件、合計額は 1,620,200 円となり、賦課権消滅市県民税の合計額を 1,650,000 円と修正した。

(2) 担当職員の業務及び主張について

ア 担当職員の勤務年数について

担当職員の税務課職員としてのこれまでの勤務年数は 7 年 8 か月である。平成 8 年 4 月から平成 13 年 3 月までの 5 年及び令和 2 年 8 月から令和 5 年 3 月までの 2 年 8 か月であり、後者は班長として勤務し本業務を担当していた。

イ 国税連携システムについて

国税連携システムは、国税庁と地方団体（都道府県・市区町村）の間及び地方公共団体間で、国税庁から地方公共団体へのデータ送信、地方公共団体間での課税資料送受信など課税データ等の送受信を行うシステムである。

国税連携システムは、班長席に設置してあるパソコンにのみインストールしており、L GWAN 回線と接続して美祢市に關係する全国の税務署、他市町村からの情報が随時送信されるようになっている。

国税連携システムを起動すると、受信した各日付けの一覧表が表示され、必要に応じてデータを絞り込み抽出する。必要なデータのみを選択して印刷し、その情報を課税システム等に手入力する手順となっている。

担当職員においては、国税連携システムを不定期に起動し、まとめて必要なデータの確認を行っていたが、データの未開封や賦課業務に必要なデータを印刷していないものが確認された。

ウ 課税システム等について

課税システム等の入力業務は、確定申告期間中から当初賦課分までは班員全員で分担し、当初賦課後は国税連携システムのデータについては担当職員 1 人で行っていた。

担当職員は、課税システム等に入力中、別の業務が入った場合に申告書等の入力を失念し、別の業務が終了した時点で入力業務を終了したと思い込んでいたと述べている。

エ 課税システム等入力後について

担当職員は、課税システム等に入力後は、印刷した申告書等に入力済と刻印してあるゴム印を押しファイルに綴じていた。しかし、急な業務が入った場合は、処理中の申告書等やゴム印押印前の処理済書類を、そのまま自席の引出しに入れていた。また、処理済みと未処理のものを一緒に引き出しに入れており、別の業務が終わった時点で、未処理のものもすべて処理済みと認識していた。毎日机に座って業務を行っていても、引き出しのことは気にならなかった。引出しに溜まった書類は、処理済みであると誤認していたため、後で綴じればよいと思っていた。処理が済んでいると誤認していたため、重大な問題につながるという認識はなかったと述べている。

(3) 税務課長の業務及び主張について

税務署の申告書等は国税連携システムで各市町宛に送信があり、本市では送信されたデータをその都度担当者が印刷し、その内容を課税システム等に反映させているが、国税連携システムの操作を班長が担当しており、申告書等を印刷後、課税システム等への入力からチェックまで、班員は認知していない状況であった。そのため現在の班長から本件の報告を受けるまで、事務の遅滞に気付くことができなかった。

担当職員は、通常業務において、命令系統、窓口の対応等について市民税班での実務経験が一番長いこともあり、特に問題はなかった。

事務引継書において、国税連携システムの権限と事務処理については記載があり、班長が班内業務のマネジメントに努め、適切に業務を遂行しているものと認識していた。進捗を管理する班長という立場の者が、印刷物を机の中にしまい込むという状況について全く想定できないため、処理すべきものを処理していない状況で、それを処理していると誤認していたという報告を理解することができなかった。

第4 監査の結果

1 事実関係の確認

監査対象事項について、関係書類等の調査、監査対象部局からの事情聴取の結果、確認した事実は次のとおりである。

(1) 賦課権消滅市県民税について

賦課権消滅市県民税について、本市ホームページに令和5年6月28日付けで「個人市県民税の賦課漏れ及び課税誤りについて」が公表された。発表によると、令和2年8月から令和5年3月までの間、税務署等から送付され

た電子データの一部について未入力であり、賦課漏れ及び課税誤りが判明したとある。この賦課漏れ及び課税誤りのうち、賦課権消滅市県民税は、賦課漏れ1件29,800円、課税誤り23件1,830,500円、合計額は1,860,300円であった。

なお、令和5年8月3日に税務課で本件について再確認したところ、件数、金額に誤りがあることが判明した。申告書等対象件数981件のうち未入力件数は422件、うち165件については税額への影響があった。賦課権消滅市県民税のうち課税誤りについては、同一人の税額を計上していたものが2件、変更前の金額の修正が1件あったことにより税額に変更が生じ、課税誤りの件数は21件、金額は1,620,200円に修正となり、賦課権消滅市県民税の合計額は1,650,000円となった。

賦課権消滅市県民税の金額等については、次のとおりであった。

●賦課漏れ

| | 賦課年度 | 賦課権消滅日 | 税額 変更前a | 税額 変更後b | 差額 b-a | 備考 |
|----|--------|-----------|------------|------------|--------|----|
| 1 | 平成31年度 | 令和4年6月30日 | 0 | 29,800 | 29,800 | |
| 合計 | | | 0 | 29,800 | 29,800 | |

●課税誤り

| | 賦課年度 | 賦課権消滅日 | 修正前 | | | 修正後 | | | 備考 |
|----|--------|------------|------------|------------|-----------|------------|------------|-----------|-------------|
| | | | 税額 変更前a | 税額 変更後b | 差額 b-a | 税額 変更前c | 税額 変更後d | 差額 d-c | |
| 1 | 平成31年度 | 令和4年11月17日 | 150,800 | 171,700 | 20,900 | 150,800 | 171,700 | 20,900 | |
| 2 | 平成30年度 | 令和4年11月17日 | 582,700 | 699,700 | 117,000 | 582,700 | 699,700 | 117,000 | |
| 3 | 平成30年度 | 令和4年11月18日 | 837,100 | 945,600 | 108,500 | 837,100 | 945,600 | 108,500 | |
| 4 | 平成29年度 | 令和4年11月17日 | 230,600 | 443,800 | 213,200 | 230,600 | 443,800 | 213,200 | |
| 5 | 平成27年度 | 令和4年12月25日 | 0 | 298,100 | 298,100 | 0 | 298,100 | 298,100 | |
| 6 | 平成26年度 | 令和4年12月25日 | 0 | 659,600 | 659,600 | 146,000 | 659,600 | 513,600 | 税額変更前を修正 |
| 7 | 平成31年度 | 令和4年6月30日 | 72,800 | 81,000 | 8,200 | 72,800 | 81,000 | 8,200 | |
| 8 | 平成31年度 | 令和4年6月30日 | 5,500 | 105,300 | 99,800 | 5,500 | 105,300 | 99,800 | |
| 9 | 平成31年度 | 令和4年6月30日 | 441,800 | 449,500 | 7,700 | 441,800 | 449,500 | 7,700 | |
| 10 | 平成31年度 | 令和4年6月30日 | 36,700 | 40,000 | 3,300 | 36,700 | 40,000 | 3,300 | |
| 11 | 平成31年度 | 令和4年6月30日 | 358,000 | 364,600 | 6,600 | 358,000 | 364,600 | 6,600 | |
| 12 | 平成31年度 | 令和4年6月30日 | 0 | 5,500 | 5,500 | 0 | 5,500 | 5,500 | |
| 13 | 平成31年度 | 令和4年6月30日 | 214,000 | 221,500 | 7,500 | 214,000 | 221,500 | 7,500 | |
| 14 | 平成31年度 | 令和4年6月30日 | 266,300 | 272,300 | 6,000 | 266,300 | 272,300 | 6,000 | |
| 15 | 平成31年度 | 令和4年6月30日 | 275,600 | 333,000 | 57,400 | 275,600 | 333,000 | 57,400 | |
| 16 | 平成31年度 | 令和4年6月30日 | 275,600 | 321,500 | 45,900 | | | | 15と同一人のため削除 |
| 17 | 平成31年度 | 令和4年6月30日 | 290,000 | 295,300 | 5,300 | 290,000 | 295,300 | 5,300 | |
| 18 | 平成31年度 | 令和4年6月30日 | 207,800 | 298,200 | 90,400 | 207,800 | 298,200 | 90,400 | |
| 19 | 平成31年度 | 令和4年6月30日 | 207,800 | 226,200 | 18,400 | | | | 18と同一人のため削除 |
| 20 | 平成31年度 | 令和4年6月30日 | 2,155,800 | 2,164,600 | 8,800 | 2,155,800 | 2,164,600 | 8,800 | |
| 21 | 平成31年度 | 令和4年6月30日 | 327,200 | 332,300 | 5,100 | 327,200 | 332,300 | 5,100 | |
| 22 | 平成31年度 | 令和4年6月30日 | 133,600 | 152,600 | 19,000 | 133,600 | 152,600 | 19,000 | |
| 23 | 平成31年度 | 令和4年6月30日 | 210,000 | 228,300 | 18,300 | 210,000 | 228,300 | 18,300 | |
| 合計 | | | 7,279,700 | 9,110,200 | 1,830,500 | 6,942,300 | 8,562,500 | 1,620,200 | |

(2) 担当職員の業務について

ア 担当職員の勤務年数について

担当職員は、令和2年8月から令和5年3月までの2年8か月間、税務課市民税班班長として勤務し、班長として班の業務を統括するとともに、諸税（鉱産税、たばこ税、入湯税）に関する業務を担当していた。また、平成8年4月から平成13年3月までの5年間においても、税務課市民税係職員としての勤務実績があった。

【令和2年8月から令和5年3月の勤務状況】

令和2年度（8月～3月） 税務課市民税係担当課長補佐として勤務

令和3年度 税務課市民税班班長（副主幹）として勤務

令和4年度 税務課市民税班班長（副主幹）として勤務

※ 令和3年度に機構の見直しにより班制度導入及び職制を変更

イ 担当職員の業務について

確定申告期間中は、国税連携システムに送信される申告書等が多く班員全員で分担して課税システム等の入力作業を行うが、当初賦課後は件数も少なく、担当職員1人で業務を行っていた。また、国税連携システムは班長席に設置してあるパソコンで操作するようになっており、他の職員が使用する状態にはなっていなかった。

国税連携システムで受信したデータは、データを絞込み抽出し必要な情報を印刷し、課税システム等に入力する手順となっていた。国税連携システムのデータは、未開封や印刷済みなど処理状況を画面上に表示することができたが、賦課業務に必要なデータを開封していないものや印刷済みになっていないものがあった。

不定期に国税連携システムを起動し事務処理を行ったり、市民からの問い合わせにより処理を行ったりしていたが、国税連携システムデータのうち入力済み及び対象外を除く未入力データは、全体の約40%存在していることが判明した。

入力した申告書等は、入力済みのゴム印を押すことになっていたが、その処理を怠っていたものがあった。また、処理済み及び処理未済の申告書等を一緒に書棚や自席の引出しに保管していた。

(3) 税務課長の業務について

担当職員は、税務課の勤務年数も市民税班の中で一番長いこともあり、特に問題はなく班内業務のマネジメントに努め適切に業務を遂行しているものと認識していた。また、国税連携システムから印刷した申告書等について、処理済と未処理分を机の中にしまい込み、処理済みと認識していたことについても確認できていなかった。

税額の変更があった場合、「税額変更通知」により課長の決裁を受けており、税務課長はこの時点で税額の変更が確認できる状態であった。

2 判断の理由

「1 事実関係の確認」で確認した事実を踏まえ、次のとおり判断する。

(1) 賦課権消滅市県民税について

本件監査請求は、美祢市長に対し賦課権消滅市県民税 1,860,300 円について、担当職員及び税務課長に賠償させることを求めている。この金額は、令和 5 年 6 月 28 日にホームページに公表された賦課漏れ及び課税誤りのあった市県民税のうち、賦課権消滅市県民税の賦課漏れ 1 件 29,800 円、課税誤り 23 件 1,830,500 円である。

その後、公表している件数及び金額について税務課で再確認したところ、課税誤りについて訂正があり、件数 21 件及び金額 1,620,200 円に修正となったことにより、賦課権消滅市県民税は 1,650,000 円に修正した。

また、市県民税は、市民税と県民税を合算して市が徴収しており、県民税分を按分し県に納入している。賦課権消滅市県民税においても県民税の賦課権消滅も含まれるが、地方税法第 41 条により県民税は区域内の市が市民税の賦課徴収と併せて行うこととされていることから、賦課権を消滅した市県民税について判断することとし、賦課権消滅市県民税 1,650,000 円の損害が認められる。

(2) 担当職員の賠償責任について

地方公共団体の職員が故意又は重大な過失により法令の規定に違反して当該行為をしたこと又は怠ったことにより当該地方公共団体に損害を与えた場合、自治法第 243 条の 2 の 2 第 1 項により賠償責任が規定されている。同項前段は、会計管理者若しくは会計管理者の事務を補助する職員、資金前渡を受けた職員、占有動産を保管している職員又は物品を使用している職員について、同項後段においては、予算執行職員等についての損害賠償責任が定められている。また、民法（明治 29 年法律第 89 号。以下同じ。）第 709 条による不法行為による賠償責任について、故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負うと規定されている。

担当職員の賦課行為の懈怠については、自治法第 243 条の 2 の 2 第 1 項前段及び後段のいずれにも該当しないと判断し、民法第 709 条の不法行為責任の成否について検討することとする。

また、民法の賠償責任においては、故意または過失が要件となっており、他方、自治法の職員の賠償責任は、故意または重大な過失を要件としている。自治法の職員賠償責任は、民法上の不法行為責任についての特例とし

での位置づけであり、自治法第 243 条の 2 の 2 第 1 項に該当する職員は本条の要件により判断することから、そのバランスを考慮し本件においては民法の要件である故意又は過失によらず、故意又は重大な過失について検討する。

重大な過失とは、最高裁判所判決（昭和 32 年 7 月 9 日最高裁判所第三小法廷判決）では「重大な過失とは、通常人に要求される程度の相当な注意をしないでも、わずかの注意さえすれば、たやすく違法有害な結果を予見することができた場合であるのに、漫然とこれを見過ごしたような、ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態を指すものと解するのを相当する。」とある。

これを本件についてみると、確定申告期間中は、申告書等が多く班員全員で分担して課税システム等の入力作業を行うが、当初賦課後に送信される申告書等については件数も少なく、担当職員 1 人で対応できる業務量であった。処理済みと未処理の申告書等を一緒に保管しており、また、入力済み申告書等の一部に入力済が分かるゴム印の押印漏れがある状態であった。処理済、未処理の申告書等が混在する保管方法では、事務を遺漏する可能性が高くなることは容易に予見できるものであり、簡単な保管方法の変更で事務処理の遺漏を防ぐことができたものであることから、杜撰な事務処理であると言わざるを得ない。申告書等を担当職員個人の机の引出しに入れて保管する方法も不適切であり本件を招く一因となっている。また、国税連携システムはデータの一覧表を表示できる画面があり、未開封、印刷済など処理状況が分かる仕様となっていること、また、市民から問合せがあった場合は、国税連携システムから必要な情報を印刷し、課税処理を行っていたことから、何度も未入力の申告書等について確認する場面があったにもかかわらずそれを怠っていたと言える。

以上のことから、担当職員は国税連携システムの操作から処理を完了するまでの間、わずかの注意さえすればたやすく違法有害な結果を予見することができた機会が何度もあったにもかかわらず、それを怠っていたことにより本件が発生したと言える。

よって、本件により市に損害を与えた担当職員においては重大な過失があると判断する。

(3) 税務課長の賠償責任について

税務課長の賠償責任においても、担当職員と同様に民法第 709 条の不法行為責任について、また、故意または重大な過失について検討する。

美祢市行政組織規則（平成 20 年規則第 3 号）第 4 条によると、職務の基本的事項は、それぞれ所掌する組織の事務を掌理し、及び所属職員を指揮監督又は所掌する事務を処理することとされ、美祢市事務決裁規程（平成 20 年訓令第 7 号）第 6 条別表第 2 において、税務課長の専決事項を市税に関する

る届出書、申告書及び報告に関することと定められている。

このことから、税務課長は担当職員を指揮監督する立場であったと同時に本件の専決者であったと言える。税務課長に対しては、職員の勤務状態を把握できていなかったこと、本件に至るチェック体制ができていなかったこと、職員 1 人で国税連携システムを操作する体制であり、本件に至る可能性があったがそれを改善する対策をとらなかったことにより、指揮監督者として担当職員が賦課権を消滅させる事態を阻止できなかった一定の過失は認められる。

そこで、重大な過失の有無について検討する。担当職員は対象となる国税連携システムデータのうち約 60%事務処理を行っており、税額変更があり「税額変更通知」を送付する時点で課長決裁を受けていた。

このことから、担当課長においては、担当職員が全く処理を怠っていた事案ではなく、「税額変更通知」の決裁をすることがあったことから、問題の兆候について覚知することは容易には想定し難いことであったというべきである。そうすると税務課長がわずかの注意さえすれば本件事態を予測し、未然に防止するための措置を講ずることができたものということは困難である。

以上の事情を総合的に考慮すれば、税務課長においては担当職員を指揮監督する責任はあったものの、重大な過失があったとまでは認められない。なお、この点は民法第 709 条の要件を故意又は過失であると解釈したとしても同様の判断が相当であると思料する。

3 結論

以上のことから、市長に対し賦課権消滅市県民税について、担当職員から市に賠償するよう求めることに理由があると認め、後述のとおり勧告する。

また、税務課長については重大な過失までは認められないことから、税務課長に対する本件監査請求には理由がないものと認め、これを棄却する。

4 市長に対する勧告

本件監査請求に係る監査委員の判断は、上記で述べたとおりであるが、自治法第 242 条第 5 項の規定に基づき、市長に対して次に掲げる措置を講ずることを勧告する。

(1) 措置すべき事項

市に賦課権消滅市県民税 1,650,000 円の損害が認められることから、このうち相当額について担当職員に対し必要な措置を講ずること。

(2) 措置期限

令和 5 年 10 月 4 日（水）

措置すべき事項について、自治法第 242 条第 9 項の規定により、期限内に所要の措置を講ずるとともに、その措置の状況を同月 11 日までに監査委員に通知すること。

5 意見、要望

監査の結果は以上のとおりであるが、監査委員として次のとおり意見、要望を述べる。

市税は、本市の提供するさまざまな行政サービスの経費をまかなうための重要な自主財源であり、関係法令に基づく適正、公平な賦課徴収が求められる税務行政において、本件事案が発生したことにより、市民からの信頼を損なう事態が生じたことは、誠に遺憾である。

本件は、職員の事務の懈怠が原因ではあるが、組織としてのチェック体制が機能しなかったことも一因である。所管課として、本件に至った要因を究明し再発防止策を講じていただきたい。

また、市においては、所管課の事案としてではなく市全体の問題と捉え、類似事案の発生を防止するとともに、一刻も早く市民の信頼を回復するよう取り組むことを望むものである。